独立行政法人日本学術振興会学術情報分析センターにおける利益相反マネジメントポリシー

令和5年5月15日理事長裁定

学術情報分析センター(以下「センター」という。)では、独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)諸事業の動向や成果等に係る情報の把握及び分析並びにこれらの結果に基づく情報発信に関すること、学術の振興に関する事業に係る情報の収集及び整理に関することのほか、これら情報の収集、分析及び調査研究に基づく諸事業に係る提案及び助言に関する業務を行っている。

センターの所長、副所長、分析研究員、分析調査員等(以下「構成員」という。)が職務を遂行する過程においては、その責務と個人の利益が衝突する利益相反状態となる可能性があることから、振興会に対する社会的信頼の確保に努めるとともに、構成員が安心して職務を遂行できる環境を整備し状況を把握した上で、それを適切に管理するため、次のとおり必要な事項を定める。

- 1 構成員は、不可避的に利益相反状態となる可能性があることを常に認識した上で、自らを律するとともに、公平性及び透明性を保つものとする。
- 2 構成員は、常に学術研究の振興及びその成果の社会への還元に配慮し、個人の利益を優先させる行為はせず、また、振興会の外から当該利益を優先させているかのように見なされ得る行為はしないものとする。
- 3 構成員は、知り得た情報等について守秘義務を遵守するものとする。また、構成員でなくなった後も同様とする。
- 4 構成員が知り得た情報等は、振興会の内部及び仮想的に構築された内部環境において のみ使用するものとする。
- 5 構成員は、知り得た情報等に基づき、振興会の外において本務先機関職員等として成果 を発表しようとする場合は、事前に所定の手続きをとるものとする。
- 6 本ポリシーに定めるもののほか、必要な事項は別に定める。